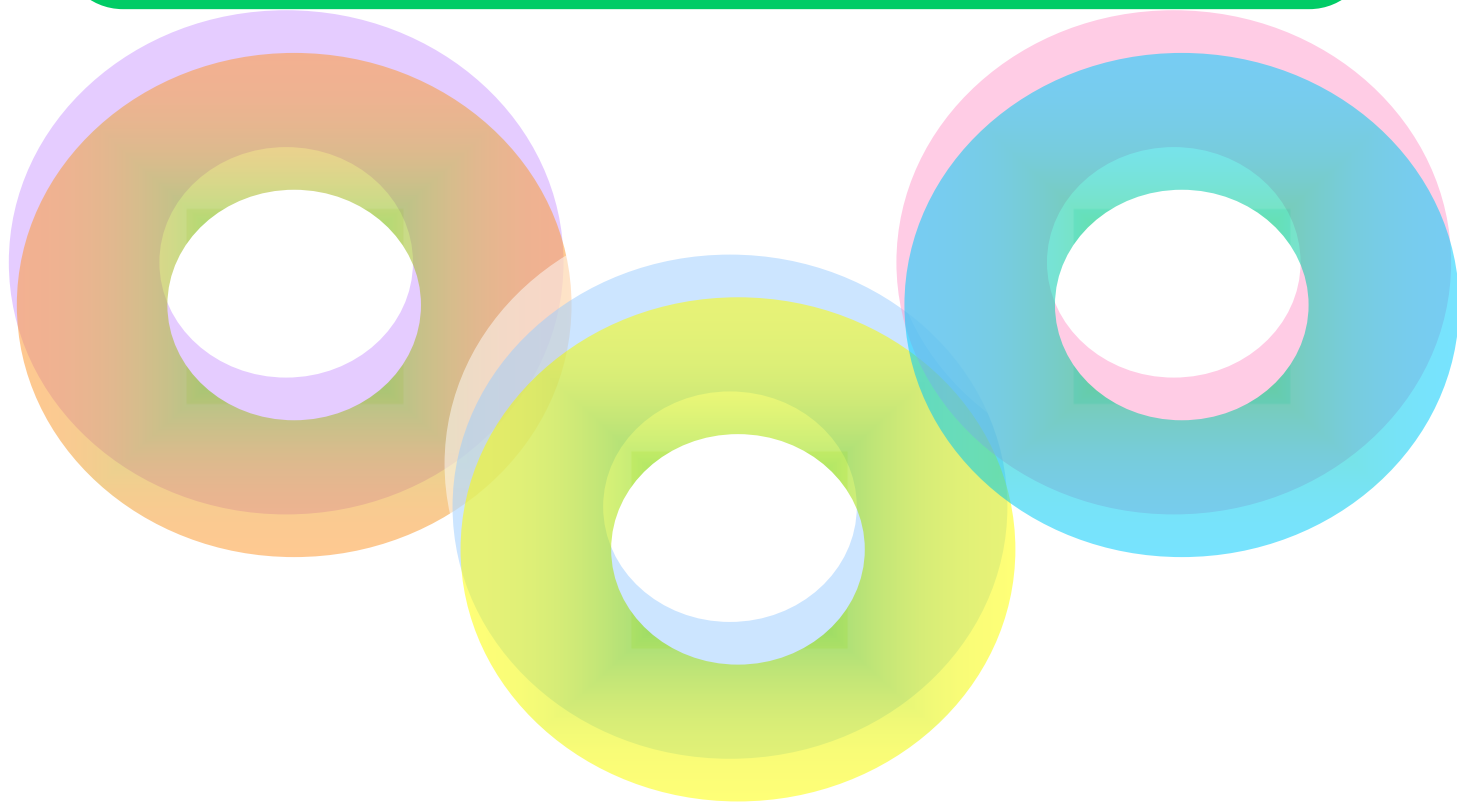


# 千葉県

## 男女共同参画苦情処理委員制度

### 利用のご案内

千葉県男女共同参画苦情処理委員は、男女共同参画社会基本法などの趣旨に則り、県の施策や事業に関する男女共同参画の視点からの苦情及び男女共同参画社会の理念に反する人権侵害に係る苦情の申出（市町村の施策や事業、民間同士についての苦情は除きます）を、公正・中立な立場で調査し、知事に対して助言や是正の勧告を行う機関です。



- 苦情処理委員は、弁護士・有識者等3人です。
- 苦情処理委員と専門員が、男女共同参画の視点から、県の関係機関などを調査します。
- 申出人からお話を伺うこともありますが、裁判や調停のような複雑な手続や審理はありません。

## Q どんなことを申し出ることができるのですか？

A 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策や事業、県が実施する各種の施策や事業のうち、男女共同参画の視点が欠けていたり、不十分だと思われる施策や事業が対象となります。市町村、民間で行われている施策や事業、個々の県職員の言動や個別の許認可などについては、対象とはなりません。

また、ドメスティックバイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等、男女共同参画の推進を阻害する要因によって、人権が侵害された場合についての苦情が申出の対象となります。

## Q 誰でも申し出ることができるのですか？

A 千葉県にお住まいの方、県内にお勤めの方、県内の学校に通学をしている方が申し出ることができます。

## Q どうやって申し出るのですか？

A 申出書を郵送又はファックスで、受付窓口の「千葉県男女共同参画センター」に送付してください。なお、押印が確認できる電子データ(PDF等)をメールでお送りいただいても結構です。原則として、持参での申出取扱はいたしません。

電話での申出や、申出書によらない申出は、この制度による「苦情の申出」としては処理されません。

【送付先】〒260-0001 千葉市中央区都町2-1-12(千葉県都町合同庁舎1階)  
千葉県男女共同参画センター内 男女共同参画の苦情受付窓口宛て

【FAX】043(420)8581 【E-mail】kenkyouse@mz.pref.chiba.lg.jp

## Q 申し出た苦情は、どうやって処理されるのですか？

A 受付の終わった申出は、公正・中立な立場から調査等を行うため、知事から千葉県苦情処理委員に調査等を依頼します。

苦情処理委員は、職務を補助する専門員とともに調査を行います。

調査の結果、必要がある場合には、知事に対して助言や意見表明、是正の勧告、その他必要な措置を講じるよう求めます。

事案によっては、苦情処理委員が申出人ほか関係者の方にお話を伺うこともあります。

## Q 苦情処理委員による調査などが終わった後はどうなるのですか？

A 苦情の調査結果などは、処理が終わり次第、速やかに知事から申出者に対して、書面で通知します。また、概ね半年ごとに処理の状況などを千葉県のホームページ等で公開します(ただし、個人が特定される情報は除外します)。

## Q 受け付けられた申出は、必ず調査されるのですか？

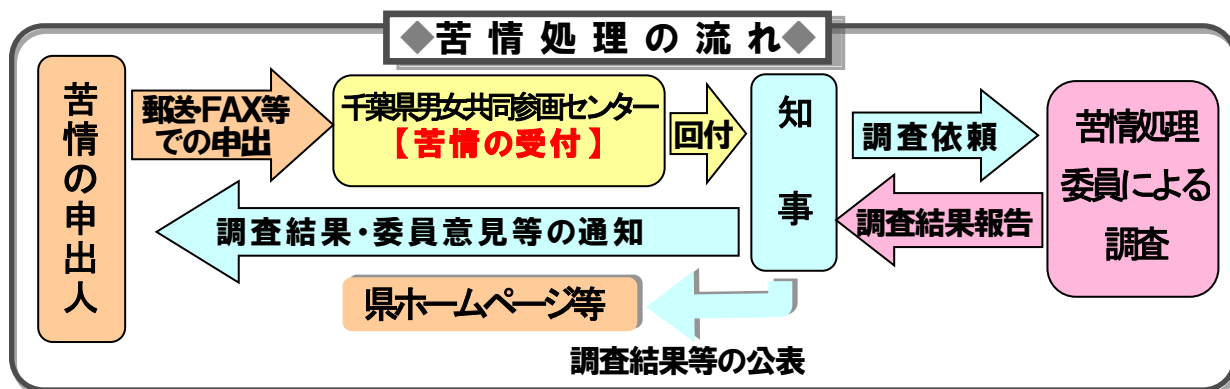
A 次の場合には、この苦情処理制度での調査は行われません。

- ① 要綱第3条各号に該当しない事項
- ② 裁判所又は裁判官の裁判により確定した事項及び審査請求・異議申し立てに対するその他不服申立てに対するで行政庁の判決により確定した事項
- ③ 裁判所において係争中の事項及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てにより行政庁において審理中の事項
- ④ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）17条の紛争の解決の援助の対象となっている事項
- ⑤ 議会に対し請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- ⑥ 現に犯罪の捜査の対象となっている事項
- ⑦ この要綱に基づき行われる苦情処理委員の行為に関する事項
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、この要綱の制定目的に照らし、苦情処理委員が調査することが適当でないと認められる事項
- ⑨ 知事の権限が及び部局以外の県の執行機関（警察、教育委員会など）が所管する事項で、当該執行機関から調査への協力が得られなかった事項

## Q 苦情の申出書はどこで手に入りますか？

A このリーフレット裏面の申出書をコピーしてお使いいただけます。（リーフレットは各地域振興事務所、健康福祉センター、千葉県男女共同参画センター、女性サポートセンター等の他、お近くの市町村の男女共同参画を担当している行政担当窓口で入手できます。）

千葉県男女共同参画課のホームページからも入手することができます。



### ◆このリーフレットに関するお問い合わせ先◆

千葉県男女共同参画課（電話）043-223-2372

／（FAX）043-222-0904

千葉県男女共同参画課HPのURL：<http://www.pref.chiba.jp/jika/kujou/index.html>

苦情の申出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

電話又はFAX

氏 名

(※県内に住所を持たない場合)勤務先又は通学先  
所在地

名 称

私は、千葉県男女共同参画苦情処理委員設置要綱第11条第1項の規定に

より、

- ① 県が実施する男女共同参画社会の形成に資する施策及びこれに関連する施策に関する苦情
- ② 男女共同参画推進施策を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する苦情

を以下のとおり申し出ます。

① 苦情を申し出る施策の名称又は人権侵害事案の具体的な内容

② 苦情の内容

※ 調査のために必要な範囲において、県の関係行政機関(警察本部、教育庁等)にこの申出についての照会をすることに

同意します

同意しません

他機関への相談の有無  
【例】労働基準監督署、労働局  
雇用均等室、裁判所、警察  
署、議会への請願・陳情等

相談している

相談していない

(相談している場合、その機関と状況を書いてください。)

受付番号	担当者氏名	備考・補足事項	適否

※ 申出人本人の住所氏名が特定できない申出については、申出がなかったものとみなします。

※ 個人が特定される情報については千葉県個人情報保護条例に従い、秘密を厳守しますので、正確に記載してください。